

鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱

(趣旨)

第1条 漁業経営改善促進資金融資事業の運営に関する取扱いについては、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年9月1日付け22水漁第2455号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要領」という。）及び水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-1-（4）水産金融総合対策事業のうち漁業経営改善促進資金預託原資借入利子補給事業。以下「国運用通知」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「漁特法」とは、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）をいう。

2 この要綱において「改善計画」とは、漁特法第4条第3項の認定に係る同条第1項の改善計画をいう。

3 この要綱において「基金協会」とは、全国漁業信用基金協会鹿児島支所又は全国遠洋沖合漁業信用基金協会をいう。

4 この要綱において「認定漁業者」とは、漁特法第4条第1項に規定する改善計画の認定を受けた者をいう。

5 この要綱において「低利預託資金」とは、国運用通知(4)-イ-(イ)-aに規定する国の助成を受けて調達した資金及び融資機関に預託するものとして県から利子補給を受けて調達した資金をいう。

(事業の仕組み)

第3条 この事業は、国運用通知(4)-イ-(イ)-aの規定に基づき基金協会が調達する低利預託資金と漁協系統資金等民間資金の協調融資により、認定漁業者が改善計画に基づく漁業改善措置を行うために必要とする運転資金を低利で、かつ、円滑に融通するものとする。

(貸付対象者)

第4条 漁業経営改善促進資金（以下「本資金」という。）の貸付けを受けることができる者（以下「貸付対象者」という。）は、国運用通知(2)-アに基づき次の要件を満たす者で、第8条第3項に基づき資金利用計画の認定を受けた者とする。

(1) 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条第1項に規定する中小漁業者等であって、認定漁業者であること。

(2) 改善計画が第6条に規定する運転資金を必要とするような具体的な経営改善措

置を内容とするものであること。

- (3) 貸付けを受ける年度において、改善計画の措置に着手することが確実であること。
- (4) 青色申告を行っていること。
- (5) 資金利用計画において、既往借入金の返済財源が確保されていること。（各事業年度における減価償却前当期利益が固定負債の償還額を上回っていること。）

（融資機関）

第5条 本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

- (1) 鹿児島県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）
- (2) 農林中央金庫
- (3) 銀行
- (4) 信用金庫
- (5) 信用協同組合

2 本資金を融通しようとする融資機関は、あらかじめ知事にその旨を書面（別記第1号様式）により届け出るとともに、基金協会との間において基本契約を締結し、当該基本契約の写しを一部知事に提出するものとする。

（資金使途）

第6条 本資金の資金使途は、以下に例示される改善計画の達成に必要な運転資金一般とする。ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まれないものとする。

- (1) 雇用労賃
- (2) 燃料費
- (3) 漁船の保守管理費
- (4) 漁船乗組員の研修費
- (5) 市場開拓費，販売促進費等
- (6) 餌代又は種苗代

（貸付方式等）

第7条 本資金の貸付けは、次によるものとする。

- (1) 貸付方式 極度貸付方式による当座貸越又は手形貸付とする。
- (2) 利用期間 本資金の貸付けが受けられる期間は、認定を受けた改善計画の認定日から同計画期間最後の日を含む年度の3月31日までとする。

（資金利用計画の認定）

第8条 貸付対象者のうち本資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入希望者」

という。)は、資金利用計画認定申請書(別記第2号様式。以下「認定申請書」という。)に基づき資金利用計画を作成し、当該計画について融資機関の承諾を受けるとする。

- 2 融資機関は、1の承諾を行う場合は、認定申請書に資金利用計画送付書(別記第3号様式)を添付して知事に提出するものとする。ただし、融資機関は、基金協会の保証を必要とする場合には、基金協会と保証協議を行い、その保証の承諾を得た上で、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、認定申請書を受理したときは、知事が設置した審査会において、資金利用計画の審査を行い、当該計画を適当と認める場合には、資金利用計画認定通知書(別記第4号様式)により借入希望者に通知するものとする。

(資金利用計画の変更)

第9条 第8条第3項の認定を受け、本資金の貸付けを受けた借受者(以下「借受者」という。)は、その後の事情の変更により、当該計画を変更する必要があるときは、資金利用計画変更申請書(別記第5号様式。以下「変更申請書」という。)を融資機関を経由して知事に提出するものとする。ただし、借受者が基金協会の保証を受けている場合には、基金協会の承諾を得た上で、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、変更申請書を受理したときは、知事が設置した審査会において、資金利用計画の変更の可否について審査を行い、当該計画の変更を適当と認める場合には、資金利用計画変更認定通知書(別記第6号様式)により借受者へ通知するものとする。

(資金利用計画の認定の取消し)

第10条 知事は、次に該当する場合、借受者及び融資機関に対して、資金利用計画の認定の取消しを行うものとする。

- (1) 改善計画の認定の取消しがあった場合
- (2) 本資金により、既往借入金の返済(本資金の初回の借入れ時における既往借入金(短期運転資金)からの切替えを除く。)がなされていると認められる場合
- (3) 第7条に規定する利用期間(以下「利用期間」という。)中に、新たに漁業経営維持安定資金又は漁業経営再建資金の借入れを行う場合

- 2 知事は、前項の認定の取消しを行った場合には、借受者、融資機関及び基金協会に対してその旨を通知するものとする。

(極度額)

第11条 本資金の極度額の上限は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める金額とする。そのうち漁船漁業を営む者については、使用する漁船の合

計総トン数に応じるものとする。ただし、経営規模等からみて、特別の事情がある場合にあっては、知事が水産庁長官と協議し認められた額とすることができる。

- 2 極度額は、利用期間中の各年度について融資機関が設定するものとし、知事の認定を受けるものとする。
- 3 融資機関は、借受者の経営状況及び資金利用状況からみて極度額を変更する必要があると判断する場合は、知事の認定を受け極度額を変更することができるものとする。

(貸付利率)

第12条 本資金の貸付利率は、国運用通知(2)－カ－(エ)により設定または改定された利率を適用し、知事が融資機関へ通知する。

(償還期限)

第13条 本資金の償還期限は、手形貸付にあっては1年以内、当座貸越にあっては概ね1年の当座貸越契約期間内とする。ただし、利用期間中は、第11条に規定する極度額の範囲内で借換えを行うことができるものとする。

- 2 借受者が利用期間の終了時に有する本資金の借入金残高は、利用期間の終了時にすべて返済するものとする。

(平均残高による貸付目標額の設定)

第14条 融資機関は、毎年度、借入希望者からの要望額等を踏まえ、融資機関別の貸付予定目標額(別記第7号様式)を策定し、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、融資機関別の貸付予定目標額等に基づいて、県貸付目標額を設定し、水産庁長官と協議の上、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する預託額を決定する。
- 3 知事は、前項の決定をしたときは、融資機関及び基金協会に書面(別記第8号様式及び別記第9号様式)により通知するものとする。

(低利預託資金の貸付等)

第15条 基金協会は、低利預託資金を知事の指示(別記第10号様式)により、次のとおり融資機関に預託するものとする。

- (1) 預託額 第14条第2項の融資機関別の貸付目標額の2分の1に相当する額以内の額。
 - (2) 預託利率 国運用通知(4)－イ－(イ)－b－(b)に規定する利率。
- 2 農林中央金庫又は信漁連は、前項の預託を行う基金協会に対して、国運用通知(4)－イ－(イ)－aに規定する当該預託に必要な資金のうち県から利子補給を受けて

調達した資金（以下「県低利預託資金」という。）の貸付けを行うものとする。

- 3 前項に規定する県低利預託資金の貸付金融機関、貸付額及び貸付利率は、次のとおりとする。
 - (1) 貸付金融機関 全国遠洋沖合漁業信用基金協会に対する貸付けにあつては農林中央金庫，全国漁業信用基金協会鹿児島支所に対する貸付けにあつては信漁連とする。
 - (2) 貸付額 第14条第2項に規定する県貸付目標額の4分の1に相当する額以内の額。
 - (3) 貸付利率 農林中央金庫が定める長期プライムレート（固定金利）を適用する。
- 4 知事は、前項に定める貸付けを行う農林中央金庫及び信漁連に対し、別に定めるところにより、当該貸付けに係る利子補給金を予算の範囲内において交付するものとする。
- 5 前項の利子補給金の計算に用いる利子補給率は、農林中央金庫が定める長期プライムレートと同率とする。
- 6 知事は、第1項の指示をしたときは、関係融資機関に書面（別記第11号様式）により通知するものとする。

（資金貸付等の適正化）

第16条 融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的又は慣行的とならないよう担保及び保証人の徴求の弾力化に努めるものとする。

なお、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合は、第8条の規定による資金利用計画の審査の前に、基金協会の債務保証の決定が必要であるので、債務保証に関する手続き等を迅速に進めることにより、円滑な融通が図られるよう配慮するものとする。

- 2 基金協会は、本資金の原資の融資機関への資金預託に当たっては、次の事項に留意して適切な運用の確保に努めるものとする。
 - (1) 本資金の原資の預託を開始するに当たっては、当該預託資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
 - (2) 本資金の原資の預託に当たっては、極力現金による預託を避け、口座引落とし、口座振込み等預託資金の使途を確認し得る方法を活用すること。
- 3 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払出しに当たっては、次の事項に留意して、適切な運用の確保に努めるものとする。
 - (1) 本資金の貸付けを開始するに当たっては、貸付けの対象者ごとに本資金と他の資金とを明確に区分して管理すること。
 - (2) 本資金の貸付資金の払出しに当たっては、極力現金による交付を避け、口座引落とし、口座振込み等貸付資金の使途を確認し得る方法を活用すること。

- 4 融資機関は、常に借入者の資金利用状況、経営状況等を把握し、本資金の融通及び償還の適正化を図るものとする。
- 5 融資機関は、1借入希望者につき1金融機関とする。

(報告)

第17条 融資機関は、四半期ごとの漁業経営改善促進資金貸付状況報告書（別記第12号様式）を作成し、これを各四半期の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。

- 2 基金協会は、前項の報告を取りまとめ、四半期ごとの漁業経営改善促進資金状況報告書（別記第13号様式）を作成し、各四半期末の翌々月の15日までに知事及び水産庁長官に提出するものとする。

(状況報告)

第18条 融資機関及び基金協会は、借受者が次に掲げる場合に該当すると認められるときは、遅滞なく知事に報告し、その指示を受けるものとする。

- (1) 改善計画の達成が見込まれない場合又は改善計画の達成の努力が行われていないと認められる場合
- (2) 改善計画の変更を行う場合
- (3) その他債権保全上の問題が生じた場合

(帳票等の整理保管)

第19条 基金協会及び融資機関は、本資金の貸付け及び預託金に係る帳票類を当該資金貸付け及び預託金以外のものと区分して事業終了後5年間保管しておくものとする。

(調査)

第20条 知事は、本資金に関し必要があると認めるときは、借入者、融資機関及び基金協会の関係書類等を調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月12日から施行する。

2 改正後の第10条第2項第2号の規定は、鹿児島県漁業信用基金協会の業務方法書において、融資機関への預託利率を改正後の第10条第2項第2号の預託利率とする旨を定め、農林水産大臣の変更認可を受けた日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年3月25日から施行する。

ただし、改正前の第10条第1項による県資金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年3月14日から施行する。

ただし、平成15年度以降の貸付けに係る資金利用計画から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

2 施行の際、改正前の規定に基づき県低利預託基金として融資機関に預託されている資金は、改正後の第15条第2項の県低利預託資金とみなして、この要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

極 度 額 の 上 限

区 分	極 度 額 (単位：百万円)
1 漁船漁業を主として営む者 使用する漁船の合計総トン数が	
① 50トン未満の者	30
② 50トン以上 100トン未満の者	60
③ 100トン以上 200トン未満の者	110
④ 200トン以上の者	190
2 養殖業を主として営む者	30
3 定置漁業を主として営む者	40

(注) 区分のトン数は、新トン。旧トンは各漁業ごとの許可の取扱方針における旧トン、新トンの読替表により読み替えることとする。

別記

第1号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

鹿児島県知事 殿

融資機関名
代表者名 印

漁業経営改善促進資金融資事業の取扱いに係る届出について

漁業経営改善促進資金融資事業の取扱いを行いたいので、鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱第5条の規定により届出します。

資金利用計画認定申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

金融機関経由
申請者
住 所
会社名
代表者

印

鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、資金利用計画の認定を受けたいので、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第4条第1項に基づく改善計画の認定書及び改善計画（認定申請中の場合は、改善計画認定申請書）の写しを添付して申請します。

記

1 漁業経営の内容等

(1) 事業種目

（単位：千円，％）

	主たる漁業	従たる漁業	そ の 他	合 計
事業種目の内容				
漁 業 収 入				
そ の 他 収 入				
合 計				
（比 率）				100

(注) ・その他は漁業以外の業種（例：水産加工－すり身－）を記入すること。
 ・（比率）は合計値に対する「主たる漁業」、「従たる漁業」、「その他」の比率を記入すること。

(2) 所有漁船

（単位：総トン数）

対 象 (注1)	漁船名	規 模	漁業種類 (注2)	対 象 (注1)	漁船名	規 模	漁業種類 (注2)
			()				()
			()				()
			()				()
			()				()
			()	合 計		総トン数 ト	

(注1) 「対象」欄には、経営改善のための取組を行う漁船の場合のみ、○を付すこと。

(注2) 同一船で兼業業種がある場合には()に記入すること。

(注3) この表は漁船所有者のみ記入すること。

(3) 従業員数 漁業部門従事者()名+その他の部門の従事者()名=計()名

2 資金利用計画

(1) 資金借入金融機関名 () , () 支店, 支所)

(2) 極度額が最大となる年度の極度額

(単位：千円)

項 目	極度額が最大となる年度
① 現金支出 () () ()	(○○年度 , (金額)) () ()
合 計 額	
② 極 度 額 () () ()	(○○年度 , (金額)) () ()
合 計 額	
③ 平残額 () () ()	(○○年度 , (金額)) () ()
合 計 額	

(注) 1 ①については、漁業経費等のうち運転資金需要の発生要因となるものに限定して記入のこととし、減価償却費等の現金支出が伴わないものについては含まないこと。

2 ①、②及び③については、「項目」欄の()については業種名を、「極度額が最大となる年度」欄の()については業種別の極度額及び極度額が最大となる年度を記入し、各項目の合計を記入する。

3 ②は、①の範囲内となるので留意のこと。

3 既往借入金の償還見込み

(単位：千円)

	／ 実績	年度	年度	年度	年度	年度
経常利益						
減価償却費						
償却前利益 X						
既往長期 借入金の 約定弁済額 Y						
差 引 X - Y						

(注) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。）第4条第1項の改善計画申請書の数字と同一となること。

第 号
年 月 日

様

鹿児島県知事



資 金 利 用 計 画 認 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった資金利用計画については、鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱第8条第3項の規定に基づき、適当であると認定します。

- 1 認定年月日 : 年 月 日
- 2 認定番号 : 号
- 3 認定の有効期限 : 年 月 日まで
- 4 認定金額(極度額)

(単位：千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
極 度 額					

- 注意：1 各年度の借入れについては、資金の必要時期に借入れの手続きを行って下さい。
- 2 上記極度額は借入れの上限金額であり、実際の借入れに当たっては極度額の範囲内で必要な額の借入れにとどめて下さい。

年 月 日

資 金 利 用 計 画 変 更 申 請 書

鹿児島県知事 殿

金融機関経由

申請者

住 所

会社名

代表者

印

私は、年 月 日付け 号で認定を受けた資金利用計画について、鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱第9条の規定により、変更の認定を受けたいので申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

（注）認定済みの資金利用計画の写しを朱書訂正し、添付して下さい。

第 号
年 月 日

様

鹿児島県知事



資 金 利 用 計 画 変 更 認 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった資金利用計画変更申請については、鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき、適当であると認定します。

- 1 変更認定年月日 : 年 月 日 (当初)
- 2 変更認定番号 : 号 (当初)
- 3 変更認定の有効期限 : 年 月 日まで(当初)
- 4 変更後の認定内容

(1) 極度額 (単位：千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
変更後 認定額					
当 初 認定額					

(2) その他

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

融資機関名
代表者名 印

年度漁業経営改善促進資金の貸付予定目標額について

年度における漁業経営改善促進資金の貸付予定目標額について、鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 貸付予定目標額（見込年間平均残高） 百万円

2 積算根拠

（単位：百万円，人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
月 末 見込残高													
取 引 漁業者数													
極度額の 合計額													

（注1）取引漁業者数及び極度額の合計額の欄には、それぞれの各月末の見込みを記入すること。

（注2）月末見込残高の平均の欄には、各月の見込残高を合計し12で除した額を記入すること。

（注3）取引漁業者数の平均の欄には、当該年度の新規の漁業者数を記入すること。

第 号
年 月 日

融資機関名
代表者名 様

鹿児島県知事



年度漁業経営改善促進資金に係る融資機関別の貸付目標額
及び低利預託資金預託額について（通知）

年度における漁業経営改善促進資金の貸付目標額及び低利預託資金預託額を下
記のとおり決定したので、鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱第14条第3項
の規定により通知します。

記

（単位：千円）

貸付目標額 (見込年間平均残高)	低利預託資金預託額 (計画額)

基金協会名
理事長名

様

鹿児島県知事



年度漁業経営改善促進資金に係る融資機関別の貸付目標額及び低利預託
資金預託額について（通知）

年度における漁業経営改善促進資金に係る貸付目標額及び低利預託資金預託額に
ついて、下記1のとおり決定したので鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱第
14条第3項の規定により通知します。

なお、これに伴う鹿児島県低利預託資金調達計画は、下記2のとおりです。

記

1 貸付目標額及び低利預託資金預託額

（単位：千円）

融資機関名	貸付目標額 (見込年間平均残高)	低利預託資金預託額（計画額）		
			うち県低利預託資金分	
				うち上乗せ預託分
計				

2 年度漁業経営改善促進資金の鹿児島県低利預託資金調達計画

（単位：千円）

出 捐 機 関	出 捐 額	出 捐 形 態	出捐予定時期
			年 月
計			

第10号様式（第15条関係）

漁業経営改善促進資金に係る低利預託資金の預託指示書

指令 第 号

基金協会名

理事長名

年度漁業経営改善促進資金に係る低利預託資金について、鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱第15条の規定により、別紙の1のとおり指示します。

なお、これに伴う鹿児島県低利預託資金調達計画は別紙の2のとおりです。

年 月 日

鹿児島県知事



別紙

1 年度漁業経営改善促進資金に係る低利預託資金の預託の指示

(単位：千円)

融 資 機 関 名	貸付目標額 (見込年間平均 残高)	低利預託資金の預託 (計 画 額)		低 利 預 託 資 金 の 預 託 (実 行 額)				
				指 示 済 額		今 回 指 示 分		
						預 託 期 間	預 託 額	
		うち上乗せ分	うち上乗せ分		うち上乗せ分			うち上乗せ分
計								

2 年度漁業経営改善促進資金に係る都道府県低利預託資金内訳 (今回指示分) (単位：千円)

出 捐 機 関	出 捐 額	出 捐 形 態	出 捐 予 定 時 期
計			

融資機関名
代表者名 様

鹿児島県知事



年度漁業経営改善促進資金に係る低利預託資金の預託指示について（通知）

年度における漁業経営改善促進資金に係る低利預託資金の預託指示について、鹿児島県漁業経営改善促進資金実施要綱第15条の規定により、貴（融資機関名）に係る分について、（基金協会名）に下記のとおり指示したので通知します。

記

（単位：千円）

貸付目標額 (見込年間平均残高)	低利預託資金の預託			
	計画額	指示済額	実行額	
			今回指示分	
			預託期間	預託額

第12号様式（第17条関係）

漁業経営改善促進資金貸付状況報告書（ 年度第 四半期末）

年 月 日

（基金協会）理事長名 様

融資機関名

代表者名

印

年度第 四半期末における漁業経営改善促進資金の貸付状況を鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱第17条第1項の規定により、別表のとおり報告します。

別表

(単位：百万円)

	第 1 四 半 期 末				第 2 四 半 期 末			第 3 四 半 期 末			第 4 四 半 期 末					
	4月	5月	6月	累計	7月	8月	9月	累計	10月	11月	12月	累計	1月	2月	3月	累計
前月末貸付残高																
当日末貸付残高 (A)																
当月末低利預託 資金受入残高 (B)																
達 成 率 $A / (B \times 2)$ (%)																
(参考) 取引契約者数 (人)																
取引契約者の 極度額の合計額 (百万円)																

(注1) 貸付残高は、当座貸越にあつては、月末時点で貸越している者の貸越額の合計額とすること。

(注2) 取引契約者数及び極度額の合計額は、それぞれ各期末の状況を記入すること。

(注3) 累計欄は、年度期首からの合計額を記入すること。

漁業経営改善促進資金状況報告書（ 年度第 四半期末）

年 月 日

鹿児島県知事
水産庁長官 殿

（基金協会）理事長名 印

年度第 四半期における漁業経営改善促進資金の低利預託資金の預託等の状況を鹿児島県漁業経営改善促進資金融資事業実施要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 低利預託資金預託状況 (単位：百万円)

	前期末残高	期中増減額		当期末残高	累計残高
	(A)	増 (B)	減 (C)	D = A + B - C	
預託融資機関数					
低利預託資金					E
うち鹿児島県 低利預託資金					

2 漁業経営改善促進資金貸付状況

前 期 末 貸 付 残 高	百万円
当 期 末 貸 付 残 高	百万円
累 計 貸 付 残 高 F	百万円
達 成 率 F / 2 × E (※)	%
(参考) 取 引 契 約 者 数 極 度 額 の 合 計 額	人 百万円

(※)
$$\text{達成率} = \frac{F}{E \times 2} \times 100$$

 F 年度期首から各月末までの漁業経営改善促進資金累計貸付残高
 E 年度期首から各月末までの低利預託資金累計預託残高

(注1) 取引契約者数及び極度額の合計額は、それぞれ各期末の状況を記入すること。